

大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果（毎年度サイクル）～環境総合計画部会報告～

環境総合計画の進行管理をするため、「平成24年度における豊かな環境の保全及び創造に関する講じた」に基づく環境施策全般の点検評価、及び「健康で安心して暮らせる社会の構築」の分野を対象とした重点的な点検評価を環境総合計画部会において専門的な視点から実施しました。

○ 点検評価結果の概要

[日時場所] 2013(平成25)年8月7日(水) 15:00～17:17 大阪府咲洲庁舎会議室

[参加委員] 横村 久子(部会長)、石井 実(部会長代理)、福岡 雅子、大橋 明美、逸見 祐司(敬称略)

※坂東 博委員にあっては部会当日欠席のため別途意見等照会

<全般的な事項>

施策事業の点検評価の方法等について検討。

1. 施策事業の明確な目標・指標を定めるべきとの指摘があり、府は、各施策事業について継続的に検討していく旨回答した。
2. 施策の進捗度を測る手法として「インターネットモニターアンケート」を利用する場合の調査方法やデータの利用方法について指摘があり、府は、調査の特徴を踏まえて適切にデータを利用していく旨回答した。
3. 以下の事項について翌年度の複数年サイクルの点検評価の際に検討していくこととした。
 - ・ 施策目標の達成の上で重要な施策事業の整理
 - ・ 外部経済効果も含めた施策効果の把握と評価
4. 点検評価結果については、翌年度の施策事業等に反映させていくこととした。

<個別の施策事業(重点分野を除く)の点検評価>

「平成24年度における豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」をもとに点検評価を実施。

1. 施策事業は概ね順調に進んでいることが認められた。
2. 施策事業に関する主な意見、及びこれに対する府の回答は次のとおりで、概ね適切な対応が取られているものと判断した。

- 事業者の温室効果ガス排出量は、環境省ガイドラインに基づく実態を表す係数による値と、事業者の対策効果を判断するための固定した係数による値と、2通りの値を示すべきという意見があり、府は、今後は可能な限り2通りの値を示す旨回答した。

<重点分野の施策事業の点検評価>

「健康で安心して暮らせる社会の構築（大気・水質・化学物質リスク管理）」の分野について、重点的な点検評価を実施。

- 重点分野の施策事業は概ね順調に進んでいることが認められた。
- 重点分野の施策事業に関する主な意見、及びこれに対する府の回答は次のとおりで、概ね適切な対応が取られているものと判断した。
 - 今後の自動車排ガス対策として流入車規制に加えて量的管理の必要性について意見があり、府は、自動車走行量の減少傾向が見られること、及び流入車規制の継続に加えてエコカーの普及や交通需要の調整・低減等に取り組むこととしている旨回答した。
 - 大阪湾の貧酸素水塊の改善のための対策の必要性について意見があり、府は、陸域からの流入負荷量の低減や、海域での窪地の埋め戻し等の対策により目標達成を図る旨回答した。
 - 化学物質の排出量の低減が生産活動の低下ではなく実質的な排出削減対策によるものかどうかを評価すべきとの意見があり、府は、府条例に基づき把握している化学物質取扱量と排出量との情報から事業者の排出削減の取組み状況を把握し、必要に応じて指導等を行っており、今後もそのような取組みが推進されるよう取組指標について検討する旨回答した。

○ 環境総合計画の進行管理方法に関する指摘事項及び府の回答

担当室課：環境農林水産総務課

指摘事項	府の回答
<p><施策事業の環境以外の効果></p> <p>各施策事業の外部経済効果・外部不経済効果を明記すべき。</p>	<p>緑化関係施策に係る「みどりの大坂推進計画」においては、環境以外の様々な効果を見込んで、戦略及び施策事業を計画しています。</p> <p>農地保全に関する施策など、豊かな「食とみどり」の創造等をめざす取組みに係る「おおさか農政アクションプラン」においては、以下 URL の資料に示すような農地の外部経済効果を見込んでいます。</p> <p>http://www.pref.osaka.jp/attach/15980/0000000/AP-data.doc</p> <p>上記のほか、各施策事業においても、環境以外の様々な効果や影響を検</p>

指摘事項	府の回答
	<p>討して事業を計画し実施しており、平成26年度の複数年サイクルの点検評価において把握を検討することとしたいと考えます。</p>
<p>＜施策事業のコストについて＞</p> <p>人件費を含めた行政コストを示した、公会計制度に基づく決算を示されたい。</p>	<p>府では人件費を含めた行政コストを明らかにした新公会計制度に基づく財務諸表を作成し公開していますが、部会開催日時点において平成24年度の財務諸表は作成中です。平成23年度分の財務諸表は、以下にて公開されています。</p> <p>http://www.pref.osaka.jp/kaikei/newzaimusyohyou/index.html</p> <p>府では、この公会計制度に基づく財務諸表を活用して、全庁的な財政運営などのマネジメントが行われることとなっているため、環境関係の施策事業についても、財政面については府全体としてのマネジメントのもとで、評価、改善を図ってまいります。</p>
<p>＜施策の目標、指標の設定＞</p> <p>政策の進捗度を測るために、適切と思われる目標（指標）をぜひ見つけていただきたい。</p>	<p>各施策事業において、当該事業の効果（目的達成状況）を正確に反映しつつ、毎年度正確に把握できる数値指標を採用するよう努めています。数値指標の設定が困難な「計画策定」「状況把握」「調査実施」などの事務を除いて、概ね数値指標を設定しています。今後も、適切な指標の設定については、ご指摘を踏まえながら施策事業ごとに検討し、改善を図ってまいります。</p> <p>26年度の複数年サイクルの点検評価の際、これまでの各分野の施策事業の進捗状況について検討しますが、これに合わせて適切な目標と、目標の達成度を評価する指標について、検討を行います。</p>
<p>＜施策ごとの重要な施策事業の設定＞</p> <p>政策を進め、施策目標を達成する上で、重要な事業が何かという整理が必要。</p>	<p>施策目標を達成する上で重要な事業については、各分野ごとの施策目標と個別事業との関係について詳細な検討が必要ですが、今年度とりまとめました「施策体系表」や、各分野において定められている各種行政計画などをもとに、26年度の複数年サイクルの点検評価の際に検討します。</p>
<p>＜エネルギー関連施策の目標等の設定について＞</p> <p>関西圏内はエネルギー問題が産業分野でも消費者にとっても非</p>	

指摘事項	府の回答
<p>常に切実な問題であり、現在の府の施策の方向性について（環境総合）計画にうまく盛り込んで、具体的な目標と進捗管理の手法を整えて、来年度の（複数年サイクルの点検・評価の）議論に資していただきたい。間違いなく重点課題だと考える。</p>	<p>の普及拡大の施策事業は、環境総合計画の「低炭素・省エネルギー社会の構築」分野の取組みに資するため、26年度の複数年サイクルの点検評価の際に、目標や指標の設定について検討したいと考えます。</p>
<p>＜インターネットモニターアンケートの解析方法＞</p> <p>環境総合計画の進捗状況を把握するために実施しているインターネットモニターアンケートのモニターについて、層化（性別・年代別のグループに分割）してからランダムサンプリングをかければ、誤差の程度が明らかなデータが得られるのではないか。</p>	<p>府が政策マーケティングリサーチのために独自に設置運営しているネットアンケート・システム「おおさかQネット」による調査（以下「Qネット調査」という。）の対象は自己申告による登録モニターであることから、母集団（府民全体）からの無作為抽出ではなく、各モニターが各層を代表する性格を持つという説明もできません。したがって、Qネットのモニターを対象として各層で無作為抽出を行ったとしても、層化抽出法を前提とした標本誤差の計算は適当ではないと考えられます。調査結果についてはこのような前提であることを念頭に置いて、参考として利用することとします。</p>
<p>＜インターネットモニターアンケートの調査内容＞</p> <p>Qネット調査の質問方法が、上手なときと下手なときがある。環境総合計画の指標（リサイクル品の選択割合、生物多様性の認知度など）を聞くアンケートでは、環境総合計画のイメージが理解できないことが不満であった。</p>	<p>アンケート内容については、一般の府民の方を対象とすることを念頭に置いて、極力わかり易く、解釈に差が生じないような質問方法を、このような調査分析を行う専門の部署とともに検討を行っています。今後も十分に検討して調査を行ってまいります。</p> <p>なお、環境総合計画の指標に関する調査については、環境総合計画の情報を詳しく伝えることにより、府民の実態や率直な認識が回答に反映されず、指標（府民の「生物多様性」についての認知度や、リサイクル製品の購入割合など）を正確に把握できなくなる可能性があることから、環境総合計画の内容を詳細に説明はしていません。</p>
<p>＜インターネットモニターアンケートの調査内容＞</p> <p>Qネット調査結果を読む場合に、質問方法により大きく変わってくると考えられるので、質問方法についても資料として開示し</p>	<p>24年度の調査結果としてお示ししたQネット調査の質問内容については、以下のホームページにて公開しております。</p> <p>http://www.pref.osaka.jp/kikaku/mr/oqnet2012.html</p>

指摘事項	府の回答
<p>ていただきたい。</p>	<p>なお、すべてのQネット調査の質問内容については、回答の分析結果とともにすべて公開されています。</p>
<p><環境施策に係る受益者負担の考え方、施策効果の評価について></p> <p>新公会計制度に基づく平成23年度の財務諸表において、環境に関する施策事業が相当する事業類型「助成・啓発・指導・公権力型」について、受益者負担が適正かという観点について検討されていますが、環境分野に係る受益者負担のあり方のご検討を提案します。</p> <p>行政活動の財源を担保する財政とは、ご承知の通り、3つの政策的機能(資源配分機能、所得再分配機能、経済安定機能)にて構成されています。「資源配分機能」は、市場メカニズムの未発達又はその不完全性あるいはその歪みや市場の失敗があると推定される財として、公共財、準公共財及び混合財(以下、公共財等)を供給する機能を言います。</p> <p>民間の私的財と公共財等の間において、その資源配分の適正化並びに複数の公共財等の間に資源配分率を調整の上、社会的効用の最大化を図ることが財政の本来の機能であると考えることができます。</p> <p>その考えに従って、環境という大きな資源の受益者負担率について、その低率推移の常態化は問題ではありません。なぜならこの資源は「資源配分機能という財政の政策的機能の対象」となるからです。</p> <p>市場の不完全性等を持つ財に対して、適法な受益者負担率に係るその根拠設定は困難です。</p>	<p>23年度の新公会計制度に基づく財務諸表について、「助成・啓発・指導・公権力型」事業における受益者負担に関する分析においては、「助成・啓発・指導・公権力型は、個人や団体等に対する助成や府民への啓発等、多種多様な事業で構成されています。この中で使用料及び手数料を収入する事業の受益者負担に関する分析に関しては、「受益者負担は適正か」を視点として、コストに対する申請者からの収入の割合である受益者負担率に着目することが有用です。」とされています。また、分析結果を踏まえた今後の対応については、「各事業で受益者負担の考え方は異なることを踏まえた上で、経年変化や他府県を含めた同種事業間の比較分析を用いて、適正水準にあるかどうかの検討をする必要があります。」とされています。</p> <p>したがって、環境に限らず「助成・啓発・指導・公権力型」事業については、事業の内容により受益者負担の考え方は一律ではないという考え方を取っており、少なくとも使用料や手数料を徴収していない事業に関しては受益者負担に関する分析の対象とはしていません。事務の手数料を受益者負担とすべき事業かどうかについては、地方自治法第227条に定める要件(※)への該当性により判断することになり、ほとんどの環境に関する施策は該当しないと考えられますが、ご指摘のとおり、施策効果や環境資源の評価は、施策の有効性についてより明確な議論につながるものと考えられます。部会においてお示ししたとおり、一部の施策(農地保全関係)では、施策効果を外部経済効果も含めて貨幣価値に換算している例がありますが、今後、可能な施策については、そのような視点での情報整理を検討してまいりたいと考えます。</p>

指摘事項	府の回答
<p>仮に環境という資源に対して、受益者による高負担を課すことができる場合、行政経営の視点から観れば、それはありがたいことになるかもしれません。</p> <p>しかし、受益者高負担化により民間の市場化創出を妨げる因子ともなり、同負担率を高位にすることはかなり困難な事案になります。</p> <p>とはいものの、低負担にも課題があると考えますので、負担率を少しごらい上げることが必要と考えます。その率の設定は、環境という資源の評価のあり方次第で流動的になると思います。</p> <p>では、どうような資源評価をすればよいかといえば、資源の保全による外部経済効果並びに資源喪失による外部不経済効果について、それらの定性化を視座に置いた評価を着手、定性的便益の確定後に各々の定量化に基づく仮想市場評価分析等を図ることだと思います。これらを踏まえた上で、現在の直接的便益を得る受益者に対して、適法な負担をお願いすることになると思います。環境資源評価の取組は、重点施策化してもよいくらい重要だと考えます。当然のことながら、この取組は短期間で完遂できる事務ではありません。しかしながら、その着手が遅滞化すればする程、後年の環境行政の担い手が施策実施やその改善における意思決定に苦しむことになります。</p> <p>是非、「環境分野に係る受益者負担のあり方について」これを公会計並びに会計監査的な視点のみで捉えることなく、外部経済性（発生主義会計的なトータルな視点）に着目した視点にてご検討していただければと考えます。</p>	<p>※地方自治法第 227 条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができます。」と規定され、これに該当する場合のみ事務に係る手数料等を徴収できます。</p> <p>また、手数料が徴収できる事務は、「一私人の要求に基づき主としてその者の利益のため行う事務をいい、その事務は一私人の利益又は行為のために必要になったものであること」(昭 24.3.14 行政実例) とされています。</p>

○ 講じた施策（重点分野を除く環境総合計画全般）に関する指摘事項及び府の回答

指摘事項	府の回答	担当室課
<「府民の参加・行動」の施策事業の位置づけ> 「笑働 OSAKA の推進」と「アドプト・リバー・プログラム」は、施策目標達成のための必要性からすると、1つの事業とすべきではないか。そのような施策と事業の位置づけについて、今後、計画内容を検討する際に留意されたい。	「笑働 OSAKA の推進」と「アドプト・リバー・プログラム」は、対象となる活動内容や実施体制は別であるため、別の事業として掲載しております。しかし当分野の目標達成における位置づけとしてはご指摘のとおり同じであるので、今後、このような同一性格を有する複数の事業の点検評価の際の示し方については、平成 26 年度に行う複数年サイクルの点検評価の際に検討します。	環境農林水産 総務課 都市整備部 事業管理室
<「府民の参加・行動」の施策事業の取組指標> 事業の目標を掲げる際、第三者が客観的に見て測定可能な数値を数値目標として掲げるべき。そうでなければ定性的な目標とすればよい。アドプト活動の参加団体数・参加人数は、第三者が検証できないので、他の指標が良いのではないか。	アドプト活動の参加者数は、当該年度中に実際に活動に参加した人数を年度末に集約して算出しておらず、また参加団体数は登録手続きを行った団体数であるため、いずれも客観的に検証可能な指標と考えられます。	環境農林水産 総務課 都市整備部 事業管理室
<温室効果ガスの排出量の示し方> 事業者の温室効果ガス排出量は、環境省のガイドラインに従った係数による実排出量と、事業者の取り組みの強度が測れるよう固定した値による排出量と、2とおりの数字を出していただきたい。	条例の届出事業者数の約 8 割を占める平成 21 年度から平成 23 年度までを計画期間とする事業者について、関西電力からの買電分を排出係数を固定した値で算定した排出量と実排出量は次のとおりです。 ・固定した場合（排出係数 0.337） 約 568 万トン（平成 20 年度） → 約 522 万トン（平成 23 年度） ・実排出量（排出係数 0.355→0.450） 約 599 万トン（平成 20 年度） → 約 696 万トン（平成 23 年度） なお、来年度以降は、可能な限り両方の数値を提示するようにします。	みどり・都市環境室 地球環境課
<熱帯夜に関するインターネットアンケート結果の解析方法>	アンケート結果については、地域別の熱帯夜の現状がわかるよう整理し、公表する予定です。	みどり・都市環境室

指摘事項	府の回答	担当室課
Q ネット調査で熱帯夜の数のアンケートが行われているが、これが地域別に集計できれば、地域別の状況がわかって、かなり面白い結果になると思う。		地球環境課
<p><イタセンパラの野生復帰の対策></p> <p>イタセンパラは淀川の象徴的な魚なので、すばらしい成果だと思います。</p> <p>野生復帰したイタセンパラが外来種の影響を回避して行くためには徹底的な駆除を続けていくしか対策がないのでしょうか？</p> <p>またイタセンパラ以外の絶滅危惧種でも市民と共に繁殖等に取り組んでいる事例はありますか？</p>	<p>現状では外来種駆除の方法しかございませんが、(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所において、より効率的な駆除方法の研究・開発に取り組んでいます。</p> <p>また、イタセンパラ以外では、企業敷地内のビオトープ池において、絶滅危惧種の飼育繁殖させる取り組みや、(公財) 大阪みどりのトラスト協会において、絶滅危惧種ヒロオビミドリシジミの幼虫の餌となるナラガシワの育成をボランティアとともに実施している保全活動がございます。</p>	<p>みどり・都市環境室 みどり推進課</p>

○ 講じた施策（重点分野）に関する指摘事項及び府の回答

意 見	府の回答	担当室課
<p><エコカー導入目標台数と、NOx・PM削減目標との関係></p> <p>エコカー導入の目標台数は、NOx・PM排出削減の目標とリンクして定める必要があるのではないか。</p>	<p>自動車NOx・PM総量削減計画〔第3次〕では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成することを目標としています。</p> <p>その目標の達成のため、自動車排ガスの規制やエコドライブの推進、交通需要の調整・低減（輸送効率の向上）、交通流対策（バイパス道路の整備）などの必要な取組みを関係機関が連携・協力して推進していくこととしています。</p> <p>エコカーの普及促進については、平成32年度までに2台に1台をエコカーにすることを目標とし、平成27年度までに府内の自動車のうち2割をエコカーとすることとしています。</p>	<p>環境管理室 交通環境課</p>

意 見	府の回答	担当室課
<p><分散型発電システムの普及とNOx環境保全目標との関係></p> <p>今後、家庭用の発電用ガスエンジンの普及が進むと考えられる。そうなると、因果関係は未解明かもしれないが、NOxの環境濃度抑制という目標達成が後退する可能性もある。しかし消費地に近い場所に分散型発電システムを持つ方向性も重要であり、その場合はNOxの発生増は目をつぶるという考え方もあるのではないか。</p>	<p>以上の取組みを総合的に推進することで、平成27年度には、NOx及びPMの排出量を基準年度である平成21年度からそれぞれ2割削減することとしています。</p>	
<p><流入車対策以外の今後の自動車排ガス対策></p> <p>流入車規制の結果、非適合車はわずかになっているため、今後、どこで改善を図ろうとしているのか。車両の流入量全体の需要の調整が必要ではないかとい</p>	<p>府として、委員ご指摘の分散型発電の普及促進も含めた多様な電源確保の促進と、大気環境基準の継続的・安定的な達成を両立して実現することを目指すことが重要と考えています。</p> <p>本年6月に策定した「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画（第3次）」の策定過程において、府域の将来NOx排出量を試算するにあたっては、「新たなエネルギー社会づくり」（大阪府環境審議会H24.11.19答申）を踏まえ、原発依存度ゼロシナリオで必要となる火力発電や、工場・事業場等の固定発生源のNOx排出量も見込みました。</p> <p>また、委員ご指摘の家庭用の発電用ガスエンジンを動力源とした空調システム機器については、技術の進歩により環境性能は向上しており、このような分散型発電の普及拡大によって環境基準の継続的・安定的な達成に支障を及ぼすものではないと考えています。</p> <p>例えば、「ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン」の場合、メーカー提出資料によると、年々設置台数が増加しているものの、NOx排出濃度は20年前と比べ1/10以下と環境性能が向上していることや古い機器が更新されることにより、府域の設置台数全体のNOx排出量はほとんど変わっていない状況です。</p>	<p>環境管理室 環境保全課</p>

意 見	府の回答	担当室課
う感じもする。	<p>や指導に従わない者への命令を行うなど毅然と対応することで、大阪府域外での非適合車から適合車への代替促進につなげることとしています。</p> <p>大阪府域の自動車走行量については、輸送の効率化や人口減少の影響等により減少傾向にあります。今後、社会経済状況の変化により、自動車走行量が増加しても、大気環境が悪化することがないよう、自動車NOx・PM総量削減計画〔第3次〕に基づき、交通需要の調整・低減や電気自動車やハイブリッド自動車などのエコカーの普及等に引き続き取り組んでいきます。</p>	
<p><PM2.5の原因の解析></p> <p>PM2.5の季節変動がわかるようなデータや、市街地から離れた地点の測定局のデータにより、PM2.5の動態がわかり、さらに成分分析結果があれば、原因がわかつてくるのではないか。</p>	<p>PM2.5の濃度の季節変動のわかるデータは現在収集しています。</p> <p>また、大阪府立環境農林水産総合研究所では、2012（平成24）年度中にPM2.5が高い濃度を示した日について、成分分析結果、空気がどこから流れてきたかについての解析、光化学反応を起こす気象条件についての情報等から、PM2.5が高濃度を示した主な原因を確定し、その結果を公表しました。これによると、PM2.5の高濃度の原因是、日によって以下の3つのいずれかがありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の発生源（工場、自動車等）からの汚染物質の蓄積 ・大陸からの移流 ・光化学反応による二次生成の促進 <p>この結果については、以下に詳細に示しています。</p> <p>http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/kankyo/info/doc/2013061800043/</p>	環境管理室 環境保全課
<p><光化学オキシダント対策の施策事業の評価></p> <p>光化学オキシダントに関して、環境保全目標は達成していないが、なぜ「想定どおり」と評価したのか。</p>	<p>光化学オキシダントの主な原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）は、排出量削減の対策を行った結果、2000（平成12）年から2010（平成22）年までの間に排出量が3割低減し、本取組としての目標は達成したと考えています。</p>	環境管理室 環境保全課

意 見	府の回答	担当室課
	<p>しかし、光化学オキシダントの平均濃度は依然として下がっておらず、その要因のひとつとして、大気中のVOCとNOx（窒素酸化物）との濃度の比率が関係していると言われておりますが、特定はできません。但し、非常に高い濃度の光化学スモッグが出現する日は減ってきており、このことはVOC等の削減対策の効果と考えられます。</p>	
<p>＜光化学オキシダント濃度への経済要因等の影響＞</p> <p>光化学オキシダントが、2010（平成22）年度と比べて2011～2012年度が低減しているのは、震災以降の節電の取組の影響があるのではないか？</p> <p>また、2008（平成20）年度の光化学オキシダントが低いのはリーマンショックの影響か？</p>	<p>光化学オキシダント濃度と、節電あるいはリーマンショックの影響との関連は不明です。</p>	<p>環境管理室 環境保全課</p>
<p>＜大阪湾の水温変化による環境保全目標値の検討＞</p> <p>温暖化等による大阪湾の水温の上昇により、DOの目標値は設定し直すのか。</p>	<p>水温が上昇すれば、海水に溶け込むDO濃度は減少しますが、温暖化にともなうDOの目標値の変更について、現時点で検討は行っておりません。</p>	<p>環境管理室 環境保全課</p>
<p>＜大阪湾の貧酸素水塊の対策＞</p> <p>青潮問題は、大阪湾のくぼ地の埋め戻しだけでは解決するとは思えない。ヘドロの浚渫ができるないか。</p>	<p>くぼ地の埋め戻しのみで貧酸素水塊がなくなる可能性は低いと考えられますが、府では海域での対策のほか、陸域での対策として、大阪湾への流入汚濁負荷の削減により青潮問題の解決に取り組んでいます。</p> <p>なお、港湾管理者による港湾内の環境改善を目的とした汚泥の浚渫は、これまでに行われてきた経過があります。</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000003246.html</p> <p>(大阪市港湾局では、安治川、尻無川、木津川、正蓮寺川等の河口周辺に堆積した有機物を多く含んだ汚泥について、公害防止対策事業として昭和48年度から汚泥の浚渫を行ってきました。)</p>	<p>環境管理室 環境保全課</p>

意 見	府の回答	担当室課
<p><小規模事業所における化学物質排出削減対策></p> <p>小規模事業所が多くあるが、化学物質の排出削減対策として府として何かサポートできる施策はないか。</p>	対策に役立つ情報、例えば具体的な対策事例、排出量削減とともにコスト削減効果も有する対策についての情報等を提供する取組を推進しているところです。	環境管理室 環境保全課
<p><化学物質の排出削減及びリスクコミュニケーションの推進の施策事業の評価></p> <p>事業者による排出削減や、リスクコミュニケーションの重要性について周知でき、点検評価においては想定どおりと評価しているが、府域の排出量は全国的に見るといまだ高いレベルにあることから、点検評価の結果は「想定どおり」でよいのか。</p>	可住地面積当たりの化学物質の排出量は全国第2位であり、全国的には高いレベルにあることから、今後も引き続き対策を講じる必要があると考えますが、今回の点検評価は単年度の取組指標について想定通りか否かについて評価した結果であり、これについては前年度比で削減を図れたことと、概ね想定通りのリスクコミュニケーションの促進策を講じることが出来たことから、想定通りとの評価を行っています。	環境管理室 環境保全課
<p><化学物質の排出削減及びリスクコミュニケーションの推進の施策事業の評価></p> <p>リスクコミュニケーションの推進のためのパネルディスカッションは、十分な参加者を集め、効果が上げられているのか。</p>	化学物質対策セミナーは、化学物質を取り扱う事業者等を対象として開催し、毎年概ね500人規模の参加者があります。土壤汚染に係るリスクコミュニケーションについてのパネルディスカッションは、関係事業者や府民を対象として年1回開催し、参加者は概ね100人程度です。いずれも、開催結果や関連情報をホームページ上で公開するなど情報提供にも努めており、リスクコミュニケーションの推進の観点からは想定している効果を上げられていると考えています。	環境管理室 環境保全課
<p><化学物質の排出削減の取組みの評価></p> <p>PRTR法の届出排出量が減少しているとあるが、工場の減少など、経済的にマイナスな状況が影響している可能性があると思う。</p> <p>対象化学物質の排出量が減りさえすればよいではなくて、きちんと管理されながら生産活動されている状態が、環境のみならず経済全体としても望ましい。排出量の減少のみを目指すと、途上国で生産され</p>	<p>大阪府では、PRTR法の届出以外に、府生活環境保全条例において化学物質の取扱量の届出を義務付けていますので、取扱量に対する排出量の比率を把握することができます。その内容により、事業所において排出削減の取組が行われてきているかどうかを評価し、事業者に指導・助言を行っています。</p> <p>また、府では、排出量の比率が大きく改善された事業者について具体的な対策手法の情報をヒアリングし、同様の業種の事業者に情報提供することにより、さらなる排出削減が図られるよう取り組んでいる</p>	環境管理室 環境保全課

意 見	府の回答	担当室課
ばよいという発想となり、それはよくない。排出量の減少だけでなく、管理状態の改善を目標とするべき。	<p>ところです。</p> <p>こうした取組みの結果、届出排出量上位 5 業種で取扱量に対する排出量の比率が最も高い出版・印刷・同関連産業については、平成 20 年度の 69.2%から、平成 23 年度には 32%まで削減が進んでいます。</p> <p>今後は、本施策事業の指標としては、排出量削減のみならず、取扱量に対する排出量の比率等の低減も併せて取組指標に設定していくことを検討します。</p>	